



ご注意

本商品は2014年6月30日をもって、新規の販売を停止しております。記載の内容は、この資料が作成された2013年7月時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。

マスマチュアル生命の一時払3大疾病保険

ハッピーリターン2

一時払3大疾病保険(初期低解約払戻金型)



特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この冊子を必ずお読みください

この書面は、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」と「商品パンフレット」で構成されています。「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みに際しましては、必ず「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。

この保険はマスマチュアル生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金とは異なります。

●この書面とあわせて、「保険設計書」を必ずご覧ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

MIZUHO

みずほ銀行

MassMutual
FINANCIAL GROUP™
マスマチュアル生命

「ハッピーリターン2」の特徴としくみ



商品パンフレット

特徴1 保険期間中は、3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に対する保障があります

保険期間中にがん（悪性新生物）と診断確定された場合や急性心筋梗塞、脳卒中を発病したと診断された場合、一時払保険料を上回る3大疾病給付金を一時金でお受取りいただけます。

- がん（悪性新生物）に対する保障は、他の保障の責任開始の日（＝契約日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日（悪性新生物責任開始日）から開始します。
 - ご注意** 3大疾病給付金を一時金でお受取りいただいた場合、ご契約は消滅します。
- 3大疾病給付金のお支払事由などの詳細は P5 をご覧ください。

特徴2 保険期間中に対する保障

保険期間中に所定の高度高度障害給付金や亡くな3大疾病給付金と同額をます。

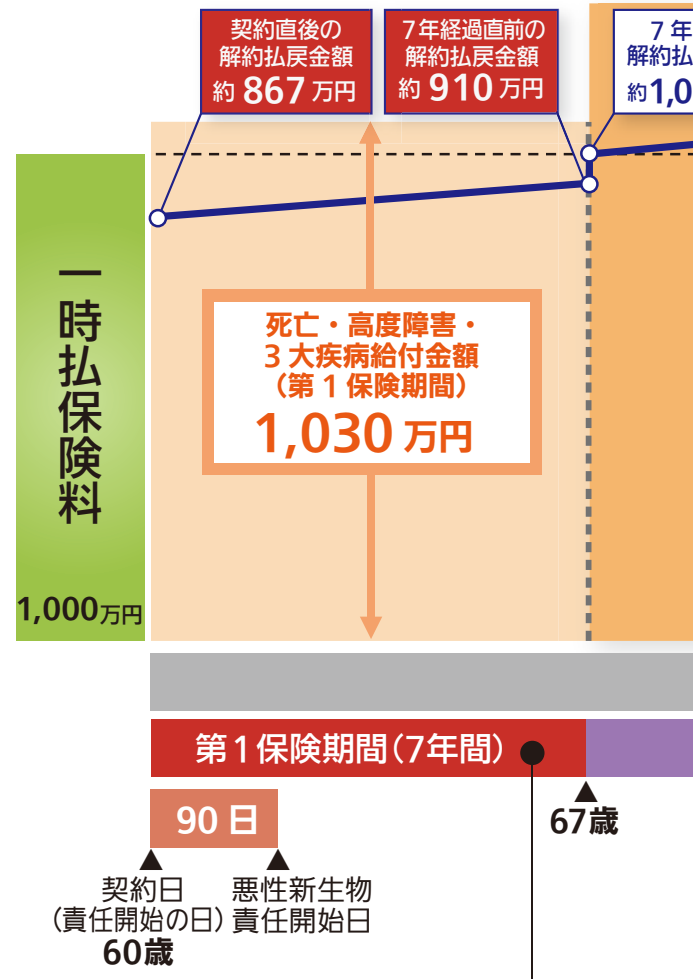
- ご注意** 3大疾病給付金、重複してお受取りれかの給付金をおは消滅します。

【ご契約例】被保険者 60 歳女性、一時払保険料 1,000 万円の場合

| | | |
|---------|---|---|
| ご契約時 | お支払いいただく保険料 | 一時払保険料 1,000万円 |
| 保険期間中 | 3大疾病により所定のお支払事由に該当した場合 がん 急性心筋梗塞 脳卒中 | 3大疾病給付金額 高度障害給付金額 死亡給付金額 〈第1保険期間〉 1,030万円 〈第2保険期間〉 約1,132万円 |
| | 所定の高度障害状態になった場合 高度障害 | ※3大疾病給付金、高度障害給付金、死亡給付金は、重複してお受取りいただくことはできません。 |
| | 亡くなられた場合 死亡 | |
| 保険期間満了時 | 他の給付金のお支払事由に該当せず保険期間満了を迎えた場合 | 健康還付給付金額 約1,132万円 |

給付金の詳細は P5 をご覧ください。

〈イメージ図〉



- ご注意** 上記の第2保険期間の給付金額、解約払戻金額、健康還付給付金額は万円未満を切り捨てて表示しているため、**実際の金額とは異なります**。実際の給付金額、解約払戻金額につきましては、保険設計書にてご確認ください。
- 上記の解約払戻金額は、年単位の契約応当日を基準に計算しています。

第1保険期間（契約日から7年間）

- 死亡・高度障害・3大疾病給付金額は一時
- 第1保険期間中（契約日から7年間）の回ります。



は、死亡、高度障害に があります

障害状態になられた場合の
られた場合の死亡給付金も、
一時金でお受取りいただけ

高度障害給付金、死亡給付金は
いただくことはできません。いづ
受取りいただいた場合、ご契約

特徴 3

解約払戻金額は契約日から7年経過以後、 着実に増加していきます

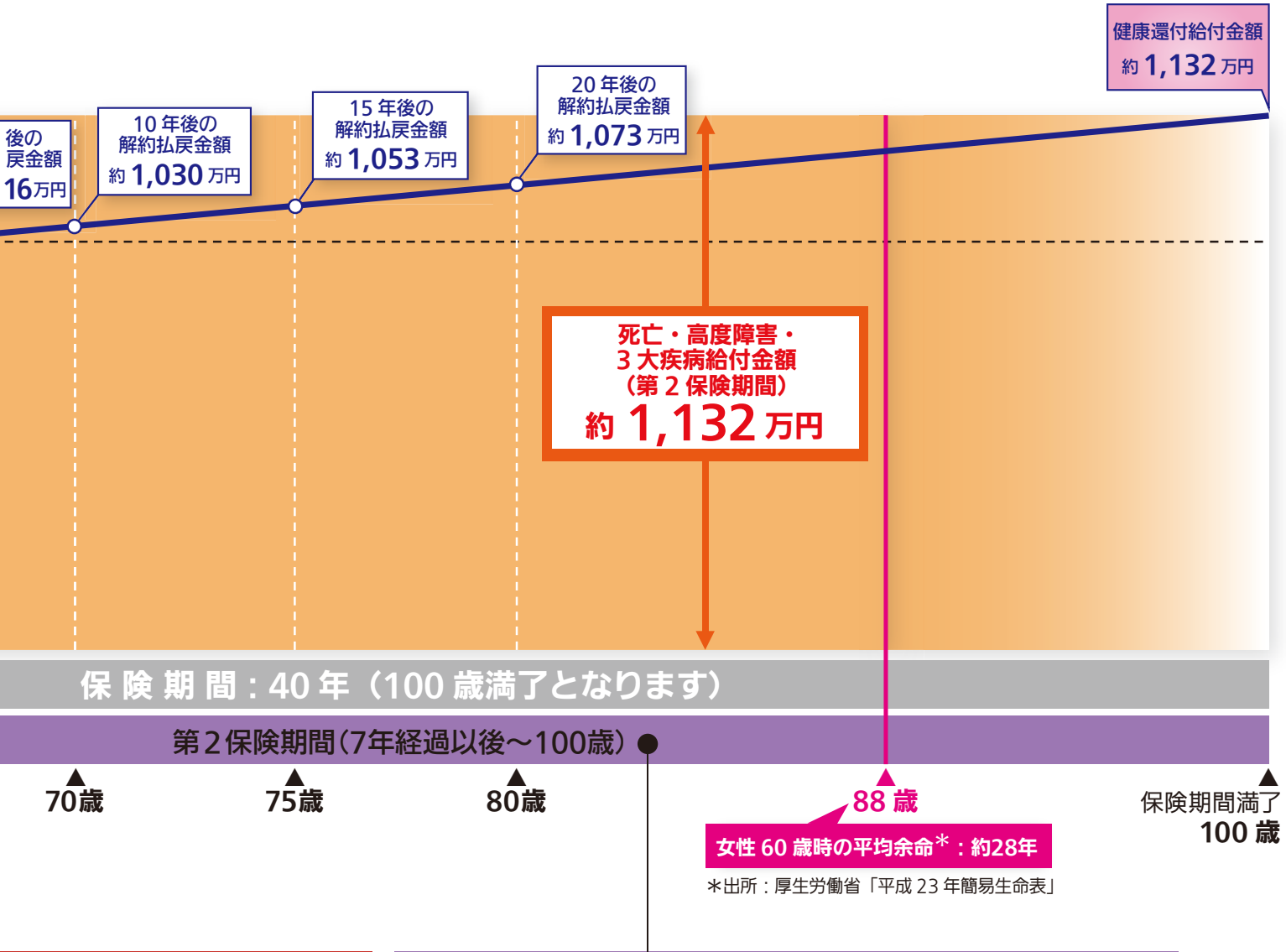
- 解約払戻金額は、契約日から7年経過以後（第2保険期間中）、一時払保険料を上回り、経過年数に応じて着実に増加していきます。
- 他の給付金のお支払事由に該当せず保険期間満了を迎えた場合には、第2保険期間の給付金と同額の健康還付給付金をお受取りいただけます。



ご注意

- この保険は、契約日から7年間（第1保険期間中）、3大疾病給付金に対応する解約払戻金額を抑制するしくみで保険料を計算しています。
- 契約日から7年間（第1保険期間中）の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。

※当図はイメージをあらわしたものです。



払保険料の103%の金額となります。
解約払戻金額は、一時払保険料を下

第2保険期間（契約日から7年経過以後～100歳）

- 死亡・高度障害・3大疾病給付金額はご契約時の被保険者年齢（満年齢）・性別に応じて決定します。
- 契約日から7年経過以後、解約払戻金額は一時払保険料を上回り保険期間満了まで増加し続けます。

給付金額・解約払戻金額・健康還付給付金額例表



| 男性 | | | | | | | | | | | | | *3 (ご参考) 平均余命 |
|-----------------------------|--------------------------|----------------|----------|------|------|------|----------|-------|-------|-------|--------------|---------|---------------------|
| 一時払保険料 1,000 万円の場合 (単位: 万円) | | | | | | | | | | | | | |
| 契約年齢 (被保険者 の満年齢) | 3大疾病・ 高度障害・ 死亡給付金額 | | 解約払戻金額 | | | | | | | | 健康還付 給付金額 | | |
| | | | 第 1 保険期間 | | | | 第 2 保険期間 | | | | | | |
| | 第 1 保険 期間*1 | 第 2 保険 期間*2 | 1 年後 | 3 年後 | 5 年後 | 6 年後 | 7 年後 | 10 年後 | 15 年後 | 20 年後 | 保険期間満了時 | | |
| 50 歳 | 1,030 | 1,143 | 865 | 877 | 889 | 895 | 1,018 | 1,031 | 1,052 | 1,071 | 1,143 | 31.39 年 | |
| 51 歳 | 1,030 | 1,137 | 865 | 877 | 889 | 895 | 1,017 | 1,031 | 1,051 | 1,069 | 1,137 | 30.49 年 | |
| 52 歳 | 1,030 | 1,132 | 866 | 877 | 889 | 896 | 1,017 | 1,030 | 1,050 | 1,067 | 1,132 | 29.59 年 | |
| 53 歳 | 1,030 | 1,126 | 866 | 877 | 889 | 896 | 1,017 | 1,029 | 1,049 | 1,065 | 1,126 | 28.71 年 | |
| 54 歳 | 1,030 | 1,121 | 866 | 878 | 890 | 896 | 1,016 | 1,029 | 1,047 | 1,063 | 1,121 | 27.83 年 | |
| 55 歳 | 1,030 | 1,116 | 866 | 878 | 890 | 896 | 1,016 | 1,028 | 1,046 | 1,061 | 1,116 | 26.95 年 | |
| 56 歳 | 1,030 | 1,111 | 867 | 878 | 890 | 897 | 1,015 | 1,027 | 1,044 | 1,059 | 1,111 | 26.08 年 | |
| 57 歳 | 1,030 | 1,105 | 867 | 879 | 891 | 897 | 1,015 | 1,026 | 1,043 | 1,057 | 1,105 | 25.22 年 | |
| 58 歳 | 1,030 | 1,100 | 868 | 879 | 891 | 898 | 1,014 | 1,025 | 1,041 | 1,055 | 1,100 | 24.37 年 | |
| 59 歳 | 1,030 | 1,095 | 868 | 880 | 892 | 898 | 1,013 | 1,024 | 1,040 | 1,053 | 1,095 | 23.53 年 | |
| 60 歳 | 1,030 | 1,090 | 869 | 880 | 892 | 899 | 1,012 | 1,023 | 1,038 | 1,050 | 1,090 | 22.70 年 | |
| 61 歳 | 1,030 | 1,085 | 869 | 881 | 893 | 899 | 1,012 | 1,021 | 1,036 | 1,048 | 1,085 | 21.88 年 | |
| 62 歳 | 1,030 | 1,081 | 870 | 881 | 893 | 899 | 1,010 | 1,020 | 1,034 | 1,045 | 1,081 | 21.07 年 | |
| 63 歳 | 1,030 | 1,076 | 871 | 882 | 893 | 900 | 1,009 | 1,018 | 1,032 | 1,043 | 1,076 | 20.27 年 | |
| 64 歳 | 1,030 | 1,071 | 872 | 882 | 894 | 900 | 1,008 | 1,017 | 1,030 | 1,040 | 1,071 | 19.48 年 | |
| 65 歳 | 1,030 | 1,066 | 872 | 883 | 894 | 900 | 1,006 | 1,015 | 1,027 | 1,037 | 1,066 | 18.69 年 | |
| 66 歳 | 1,030 | 1,062 | 874 | 885 | 896 | 902 | 1,006 | 1,014 | 1,026 | 1,035 | 1,062 | 17.92 年 | |
| 67 歳 | 1,030 | 1,059 | 876 | 886 | 897 | 903 | 1,006 | 1,013 | 1,025 | 1,034 | 1,059 | 17.16 年 | |
| 68 歳 | 1,030 | 1,055 | 878 | 888 | 899 | 905 | 1,005 | 1,013 | 1,023 | 1,032 | 1,055 | 16.41 年 | |
| 69 歳 | 1,030 | 1,052 | 880 | 890 | 901 | 906 | 1,004 | 1,011 | 1,022 | 1,030 | 1,052 | 15.66 年 | |
| 70 歳 | 1,030 | 1,048 | 881 | 891 | 902 | 908 | 1,003 | 1,010 | 1,020 | 1,028 | 1,048 | 14.93 年 | |
| 71 歳 | 1,030 | 1,045 | 884 | 894 | 905 | 910 | 1,003 | 1,010 | 1,019 | 1,026 | 1,045 | 14.20 年 | |
| 72 歳 | 1,030 | 1,043 | 887 | 897 | 907 | 913 | 1,003 | 1,009 | 1,018 | 1,025 | 1,043 | 13.49 年 | |
| 73 歳 | 1,030 | 1,040 | 889 | 899 | 910 | 915 | 1,002 | 1,008 | 1,017 | 1,023 | 1,040 | 12.78 年 | |
| 74 歳 | 1,030 | 1,037 | 892 | 902 | 912 | 918 | 1,001 | 1,007 | 1,015 | 1,022 | 1,037 | 12.10 年 | |
| 75 歳 | 1,030 | 1,034 | 895 | 905 | 915 | 921 | 1,001 | 1,006 | 1,014 | 1,020 | 1,034 | 11.43 年 | |

*1 契約日から7年間 *2 契約日から7年経過以後～100歳 *3 出所:厚生労働省「平成23年簡易生命表」



- 上記の解約払戻金額は、年単位の契約応当日を基準に計算しています。
- 上記の第2保険期間の給付金額、解約払戻金額、健康還付給付金額は、万円未満を切り捨てて表示しているため、**実際の金額とは異なります。**実際の給付金額、解約払戻金額につきましては、保険設計書にてご確認ください。



女性

一時払保険料 1,000 万円の場合 (単位: 万円)

| 契約年齢 (被保険者 の満年齢) | 3大疾病・ 高度障害・ 死亡給付金額 | | 解約払戻金額 | | | | | | | | 健康還付 給付金額 | *3 (ご参考) 平均余命 |
|------------------------|--------------------------|--------------|--------|-----|-----|-----|--------|-------|-------|-------|--------------|---------------------|
| | 第1保険 期間*1 | 第2保険 期間*2 | 第1保険期間 | | | | 第2保険期間 | | | | | |
| | | | 1年後 | 3年後 | 5年後 | 6年後 | 7年後 | 10年後 | 15年後 | 20年後 | 保険期間満了時 | |
| 50歳 | 1,030 | 1,193 | 868 | 880 | 892 | 899 | 1,016 | 1,032 | 1,058 | 1,083 | 1,193 | 37.32年 |
| 51歳 | 1,030 | 1,186 | 868 | 880 | 893 | 899 | 1,016 | 1,032 | 1,057 | 1,083 | 1,186 | 36.39年 |
| 52歳 | 1,030 | 1,180 | 869 | 881 | 893 | 900 | 1,016 | 1,032 | 1,057 | 1,082 | 1,180 | 35.46年 |
| 53歳 | 1,030 | 1,174 | 869 | 881 | 894 | 900 | 1,016 | 1,031 | 1,057 | 1,081 | 1,174 | 34.53年 |
| 54歳 | 1,030 | 1,168 | 869 | 882 | 894 | 901 | 1,016 | 1,031 | 1,056 | 1,080 | 1,168 | 33.60年 |
| 55歳 | 1,030 | 1,162 | 870 | 882 | 895 | 901 | 1,016 | 1,031 | 1,056 | 1,079 | 1,162 | 32.68年 |
| 56歳 | 1,030 | 1,156 | 870 | 883 | 895 | 902 | 1,016 | 1,031 | 1,055 | 1,078 | 1,156 | 31.76年 |
| 57歳 | 1,030 | 1,150 | 871 | 883 | 896 | 902 | 1,016 | 1,031 | 1,055 | 1,077 | 1,150 | 30.84年 |
| 58歳 | 1,030 | 1,144 | 871 | 884 | 896 | 903 | 1,016 | 1,031 | 1,054 | 1,076 | 1,144 | 29.93年 |
| 59歳 | 1,030 | 1,138 | 872 | 884 | 897 | 904 | 1,016 | 1,030 | 1,053 | 1,075 | 1,138 | 29.02年 |
| 60歳 | 1,030 | 1,132 | 873 | 885 | 897 | 904 | 1,016 | 1,030 | 1,053 | 1,073 | 1,132 | 28.12年 |
| 61歳 | 1,030 | 1,126 | 873 | 885 | 898 | 905 | 1,015 | 1,029 | 1,052 | 1,072 | 1,126 | 27.22年 |
| 62歳 | 1,030 | 1,121 | 874 | 886 | 899 | 905 | 1,015 | 1,029 | 1,051 | 1,070 | 1,121 | 26.32年 |
| 63歳 | 1,030 | 1,115 | 874 | 886 | 899 | 906 | 1,015 | 1,028 | 1,049 | 1,068 | 1,115 | 25.43年 |
| 64歳 | 1,030 | 1,110 | 875 | 887 | 900 | 906 | 1,015 | 1,028 | 1,048 | 1,066 | 1,110 | 24.54年 |
| 65歳 | 1,030 | 1,104 | 876 | 888 | 900 | 907 | 1,014 | 1,027 | 1,047 | 1,064 | 1,104 | 23.66年 |
| 66歳 | 1,030 | 1,098 | 876 | 888 | 901 | 907 | 1,014 | 1,026 | 1,046 | 1,062 | 1,098 | 22.77年 |
| 67歳 | 1,030 | 1,094 | 877 | 889 | 902 | 908 | 1,013 | 1,026 | 1,044 | 1,060 | 1,094 | 21.90年 |
| 68歳 | 1,030 | 1,089 | 878 | 890 | 902 | 909 | 1,013 | 1,025 | 1,043 | 1,058 | 1,089 | 21.03年 |
| 69歳 | 1,030 | 1,084 | 879 | 891 | 903 | 910 | 1,013 | 1,024 | 1,042 | 1,055 | 1,084 | 20.16年 |
| 70歳 | 1,030 | 1,079 | 880 | 892 | 904 | 911 | 1,012 | 1,023 | 1,040 | 1,053 | 1,079 | 19.31年 |
| 71歳 | 1,030 | 1,074 | 881 | 893 | 905 | 911 | 1,012 | 1,022 | 1,038 | 1,051 | 1,074 | 18.46年 |
| 72歳 | 1,030 | 1,069 | 882 | 893 | 905 | 912 | 1,011 | 1,021 | 1,036 | 1,048 | 1,069 | 17.62年 |
| 73歳 | 1,030 | 1,064 | 883 | 894 | 906 | 912 | 1,010 | 1,020 | 1,034 | 1,045 | 1,064 | 16.79年 |
| 74歳 | 1,030 | 1,059 | 884 | 895 | 907 | 913 | 1,008 | 1,018 | 1,031 | 1,042 | 1,059 | 15.97年 |
| 75歳 | 1,030 | 1,053 | 885 | 896 | 907 | 913 | 1,007 | 1,016 | 1,029 | 1,039 | 1,053 | 15.16年 |

*1 契約日から7年間 *2 契約日から7年経過以後～100歳 *3 出所: 厚生労働省「平成23年簡易生命表」

- この保険は、第1保険期間中(契約日から7年間)、3大疾病給付金に対応する解約払戻金額を抑制するしくみで保険料を計算しています。
- 第1保険期間中の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。



死亡給付金・高度障害給付金・健康還付給付金について

| 給付金の種類 | お支払事由 | 受取人 |
|-----------------|--|---|
| 死亡給付金 死亡 | 被保険者が保険期間中に亡くなられたとき | 死亡給付金受取人 (被保険者の3親等以内のご親族の範囲で複数名ご指定いただけます。) |
| 高度障害給付金 高度障害 | 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態*となったとき | 被保険者 |
| 健康還付給付金 | 他の給付金の支払事由に該当せずに被保険者が保険期間満了時まで生存したとき | 契約者 |

*対象となる「高度障害状態」とは、「ご契約のしおり・約款」の主契約の約款「別表1 高度障害給付金支払の対象となる高度障害状態」にあらかじめ定めたものをいい、これに該当した場合に限ります。

3大疾病給付金について

保険期間中にがん（悪性新生物）と診断確定された場合や急性心筋梗塞、脳卒中を発病したと診断された場合、3大疾病給付金をお受取りいただけます。

| 対象となる疾病名 | お支払事由 <small>詳しくは本書面 P9「契約概要」の「保障内容について」をご覧ください。</small> | 保障の開始 | 受取人 |
|----------------|--|-----------------------------|------------------|
| がん* (悪性新生物) | がん（悪性新生物）に罹患したと診断確定されたとき | 責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日 | 被 保 険 者 |
| 急性心筋梗塞* | 急性心筋梗塞を発病したと診断されたとき | 責任開始の日（契約日） | |
| 脳卒中* | 脳卒中を発病したと診断されたとき | 責任開始の日（契約日） | |

*対象となる「がん（悪性新生物）」「急性心筋梗塞」「脳卒中」とは、「ご契約のしおり・約款」の主契約の約款「別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」にあらかじめ定めたものをいい、これに該当した場合に限ります。

3大疾病給付金の対象となる疾病について

| 疾病名 | お支払いの可否 | 具体的な疾病名（例） |
|---------------|---------|--------------------------------|
| がん (悪性新生物) | ○ | 肺がん、胃がん、乳がん、皮膚がん、悪性リンパ腫、白血病など |
| | × | 上皮内がんなど |
| 急性心筋梗塞 | ○ | 急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞 |
| | × | 狭心症、陳旧性心筋梗塞など、上記以外の虚血性心疾患 |
| 脳卒中 | ○ | くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞 |
| | × | 外傷性くも膜下出血、未破裂脳動脈瘤など、上記以外の脳血管疾患 |

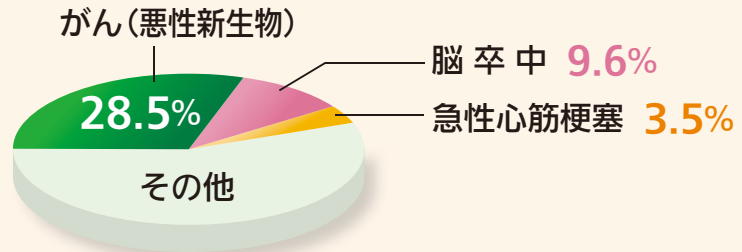
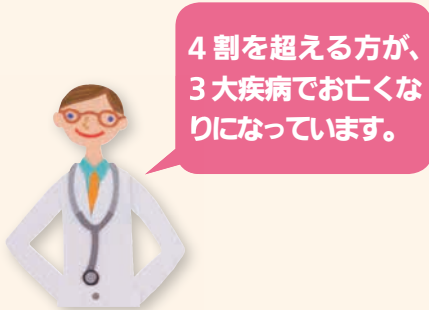


ご注意 上記は3大疾病給付金の対象となる疾病、対象とならない疾病について代表的な例を参考としてあげたものです。実際のお取扱いにつきましては、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。



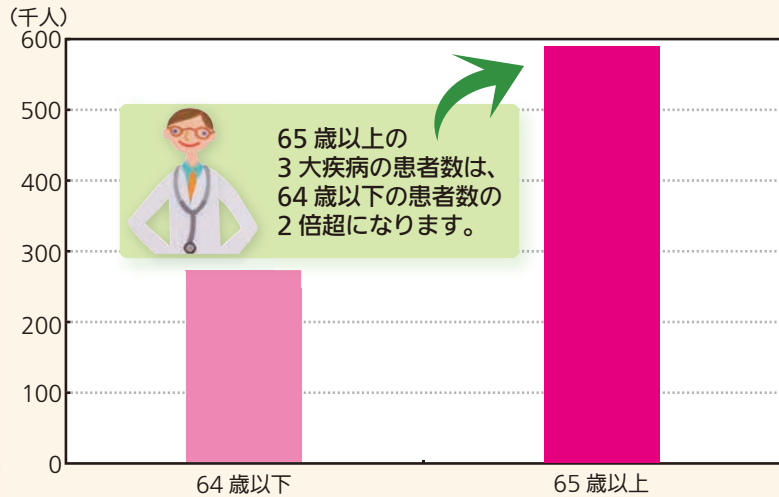
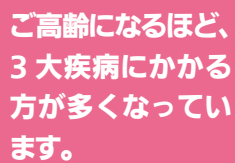
ご存知ですか？ 3大疾病は身近な病気です。

●日本人の死因に占める3大疾病の割合



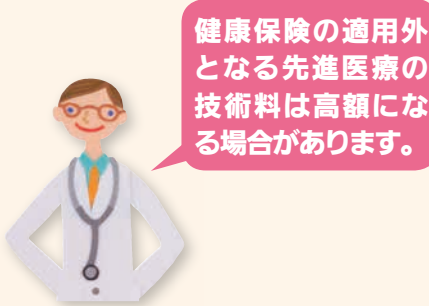
【出所】厚生労働省「平成23年人口動態統計」をもとにマスマチュアル生命が作成

●3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)の年齢別患者数の推移



【出所】厚生労働省「平成23年患者調査」をもとにマスマチュアル生命が作成

●先進医療における高額な技術料の例



| 技術名 | 技術料(平均額) |
|--------------------------------|----------|
| 重粒子線治療 | 約295万円 |
| 陽子線治療 | 約267万円 |
| 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法 | 約67万円 |
| 自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法 | 約34万円 |
| 経皮的肺がんラジオ波焼灼療法 | 約17万円 |

【出所】第62回先進医療専門家会議「平成23年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について(対象期間：平成22年7月1日～平成23年6月30日)」をもとにマスマチュアル生命が試算

※治療内容や症状によって、治療にかかる金額は異なります。



- 3大疾病給付金、高度障害給付金、死亡給付金は重複してお受けいただくことはできません。いずれかの給付金をお支払いした場合、その給付金のお支払事由に該当した時からご契約は消滅します。
- 給付金のお支払事由等の詳細、給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



一時払 3 大疾病保険（初期低解約払戻金型）

- ◆ この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ◆ 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

引受保険会社の名称および住所・連絡先

- 名称：マスマチュアル生命保険株式会社
- 住所：〒135-0063 東京都江東区有明3-5-7
- 電話：0120-037-560（カスタマーサービスセンター）
- ホームページ：<http://www.massmutual.co.jp>

保険商品の名称

一時払 3 大疾病保険（初期低解約払戻金型）

保険商品の特徴

- この商品は、被保険者が3大疾病（がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中）で所定のお支払事由に該当した場合や死亡の場合等に給付金をお受取りいただける保険料一時払の定期保険です。
- がん（悪性新生物）と診断確定された場合または急性心筋梗塞、脳卒中を発病したと診断された場合、3大疾病給付金をお受取りいただけます。
- 3大疾病の罹患の有無にかかわらず、保険期間中に亡くなられた場合は死亡給付金、所定の高度障害状態になられた場合は高度障害給付金をお受取りいただけます。
- 他の給付金のお支払事由に該当せずに保険期間満了を迎えられた場合は、第2保険期間の給付金と同額の健康還付給付金をお受取りいただけます。
- この保険は、契約日から7年間（第1保険期間中）、3大疾病給付金に対応する解約払戻金額を抑制するしくみで保険料を計算しています。
- 契約日から7年間（第1保険期間中）の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。
- この商品は、マスマチュアル生命保険株式会社（以下「当社」といいます）を引受保険会社とする生命保険商品です。

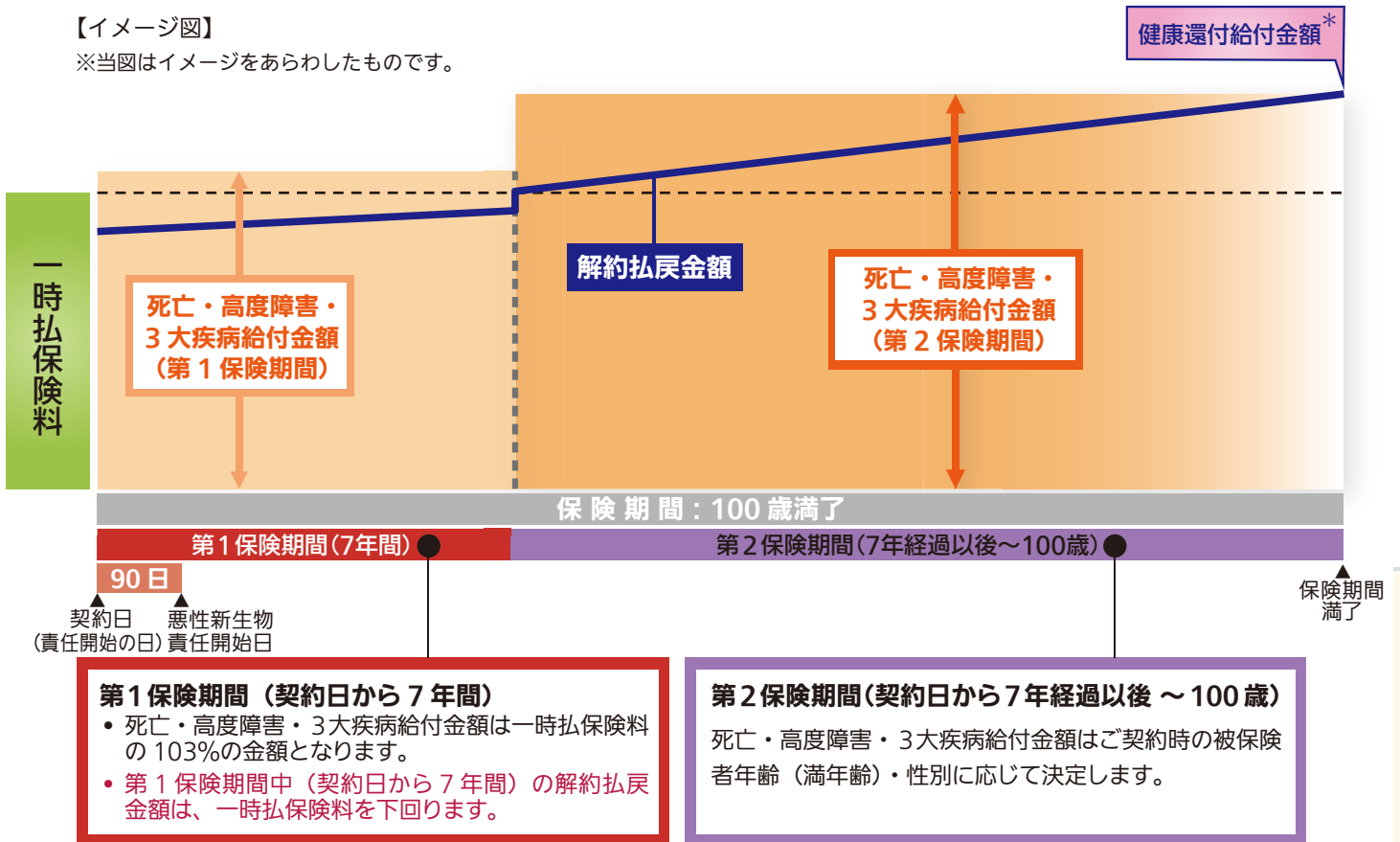
※各給付金のお支払事由等の詳細につきましては、本書面 P9「契約概要」の「保障内容について」をご覧ください。



この保険のしくみ

【イメージ図】

※当図はイメージをあらわしたものです。



*健康還付給付金額は、第2保険期間の給付金と同額になります。

ご注意 がん（悪性新生物）に対する保障は、他の保障の責任開始の日（＝契約日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日（悪性新生物責任開始日）から開始します。

ご契約のお取扱いについて

| | |
|---------------------|---|
| 契約年齢 (被保険者の満年齢) | 50歳～75歳 |
| 保険期間 | 100歳満了 |
| 一時払保険料・ 給付金額範囲 | 一時払保険料、給付金額は下記①②③を満たす範囲となります。 |
| ①一時払保険料 (基本給付金額) | 500万円以上（1万円単位） |
| ②給付金額 | 5,000万円以下 ※同一被保険者において、この保険の3大疾病給付金額と当社の定める他の保険契約の3大疾病給付金額等を通算して5,000万円を超えることはできません。 ※同一被保険者において、この保険の死亡給付金額と当社の定める他の保険契約の死亡保険金額等を通算して5億円を超えることはできません。 |
| ③告知書扱基準額 | 第2保険期間の給付金額と一時払保険料の差額：1,200万円以下 ※同一被保険者において、過去5年以内に告知書扱で締結している他の保険契約の死亡保険金額等の所定の金額を通算して上記の金額を超えることはできません。 |
| 保険料払込方法 | 一時払のみ（指定金融機関口座への送金扱いのみ） |
| 告知 | 5項目の健康告知 |

ご注意 一時払保険料・給付金額等の具体的なご契約内容につきましては、「申込書」にご記入いただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にて、ご契約内容をご確認ください。

特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）

保障内容について

被保険者が下記の事由に該当した場合、給付金をお受取りいただけます。

| 給付金の名称 | お支払事由 | 受取人 |
|---------|---|-----------------------------|
| 3大疾病給付金 | ①被保険者が責任開始の日（契約日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日（悪性新生物責任開始日）以後の保険期間中に、悪性新生物責任開始日前を含めて初めて悪性新生物*に罹患したと診断確定されたとき *上皮内がんは対象になりません。 ②被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき ・急性心筋梗塞を発病したと医師によって診断されたとき ・脳卒中を発病したと医師によって診断されたとき | 被保険者 |
| 死亡給付金 | 被保険者が保険期間中に亡くなられたとき | 死亡給付金受取人 (被保険者の3親等以内の親族) |
| 高度障害給付金 | 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態となったとき | 被保険者 |
| 健康還付給付金 | 被保険者が他の給付金のお支払事由に該当せずに保険期間満了時まで生存されたとき | 契約者 |

※給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※対象となる「高度障害状態」「がん（悪性新生物）」「急性心筋梗塞」「脳卒中」とは、「ご契約のしおり・約款」の主契約の約款「別表1 高度障害給付金支払の対象となる高度障害状態」、「別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」にあらかじめ定められたものをいい、これに該当した場合に限ります。

※3大疾病給付金、死亡給付金および高度障害給付金は重複してお受取りいただけません。いずれかの給付金をお支払いした場合、その給付金のお支払事由に該当した時からご契約は消滅します。



約款に定めるお支払事由に該当しない場合や責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、ご契約者、死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡、告知義務違反があった場合等、給付金をお支払いできない場合があります。詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

配当金について

この保険は無配当商品です。契約者配当金はありません。

解約払戻金について

- ご契約を解約・減額*された場合には、解約払戻金をお受取りいただけます。
*減額後の基本給付金額が300万円を下回る場合はお取扱いできません。
- この保険は、第1保険期間中（契約日から7年間）、3大疾病給付金に対応する解約払戻金額を抑制するしくみで保険料を計算しています。このため、第1保険期間中の解約払戻金額は、死亡給付金・高度障害給付金・健康還付給付金に対応する部分を除き、解約払戻金を抑制しない場合の解約払戻金額の80%となります。
- 第1保険期間中（契約日から7年間）に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。



付加できる特約

| | |
|-------------------|---|
| <p>年金支払特約</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●年金支払特約を付加することで、主契約の給付金*の一括受取にかえて、給付金の全部または一部を年金基金に設定し、年金でお受取りいただけます。 *すべての給付金が対象となります。 ●この特約は、ご契約時または給付金のお支払事由発生前であればご契約者のお申出により、給付金のお支払事由発生後は、主契約の当該給付金の受取人のお申出により、付加することができます。 ●年金種類は確定年金（年金受取期間：5年、10年、15年、20年）となります。 ※年金額は、基礎率（年金基金の設定時点の予定利率）等に基づいて年金基金の設定時点に計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。 ※年金額が10万円未満となる場合、年金のお受取りはできません。この場合、主契約の当該給付金の受取人に給付金をお支払いし、この特約は消滅します。 |
| <p>指定代理請求特約</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者は被保険者の同意を得てあらかじめ指定代理請求人を指定することにより、給付金または保険金（以下、本特約において「給付金等」といいます）の受取人が給付金等を請求できない次の事情があるときに、給付金等の受取人にかわり、指定代理請求人が給付金等の請求を行うことができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・給付金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めたとき ・当社が認める傷病名の告知を受けていないとき ・その他これに準じる状態であると当社が認めたとき ●指定代理請求人は次の範囲から1名をご指定いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の戸籍上の配偶者 ・被保険者の直系血族 ・被保険者の兄弟姉妹 ・被保険者と同居または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等以内の親族 <p>※代理請求の対象となるのは、被保険者が受取人となる給付金等に限りです。 ※指定代理請求人は、ご契約内容の変更等を行うことはできません。 ※年金支払特約を付加する場合は、指定代理請求人名義の口座へのお振込はできません。また、指定代理請求人による年金支払特約の解約・変更はできませんのでご注意ください。</p> |
| <p>リビング・ニーズ特約</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の余命が6ヵ月以内と判断された場合、死亡給付金の全部または一部について、この特約による保険金をお受取りいただけます。 ●この特約によるご請求は、当社における他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。 ※この特約による保険金のお支払いの際には、請求保険金額から余命期間相当分として6ヵ月分の利息を差し引いてお支払いします。このとき、貸付金がある場合にはその元利金合計額も差し引いてお支払いします。 ※この特約による保険金請求時期は、保険期間満了時の12ヵ月以上前であることを要します。 |

特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）

契約者貸付について

急な資金が必要となった場合には、ご契約者は契約者貸付をご利用できます。

- ご契約者は、貸付時の解約払戻金の8割（契約者貸付がある場合には、その元利金を差し引いた残額）の範囲内で当社所定の利率によって貸付を受けることができます。
- 元利合計額が解約払戻金額を超えることとなる場合には、事前にその旨をご契約者に通知します。この場合、当社の指定した期日までに当社の定める金額をお払込みください。お払込みがない場合には、当社の指定した期日の翌日からご契約は失効します。

ご契約の生命保険に関する相談窓口

本書面 P17「注意喚起情報」の「ご契約の生命保険に関する相談窓口」をご覧ください。

指定紛争解決機関（(社)生命保険協会「生命保険相談所」）

本書面 P17「注意喚起情報」の「指定紛争解決機関（(社)生命保険協会「生命保険相談所」）」をご覧ください。



一時払 3 大疾病保険（初期低解約払戻金型）

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日から起算して 8 日以内であれば、マスマチュアル生命保険株式会社（以下「当社」といいます）の本店へお申出いただくことにより、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。
- 保険契約のお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、上記の期間内（8 日以内の消印有効）に書面（封書）によりお送りください。

クーリング・オフ期間

▼申込日



【書面送付先】 〒135-0063 東京都江東区有明 3-5-7
 マスマチュアル生命保険株式会社
 カスタマーサービスセンター宛

- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は申込者等に対し、お払込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。
 - ① 申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
 - ② 債務の履行を担保するための保険契約である場合
 - ③ 既契約の内容変更である場合

※ クーリング・オフ制度の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態等、当社が「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 今までに、がん（悪性新生物）にかかったことのある方は、ご契約いただけません。また、がん（悪性新生物）以外でも健康状態・今までの傷病歴によってはご契約をお引受けできない場合があります。

告知受領権について

告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。



● ご契約のお申込み内容や告知内容についてのご確認について

当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または給付金のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

● 傷病歴・通院事実等を告知された場合

ご契約のお引受けについて、告知の内容等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

- ① ご契約をお引受けさせていただく
- ② 今回のご契約はお断りさせていただく

● 告知義務違反について（正しく告知されなかった場合）

- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は最終の復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- 責任開始の日（復活の場合は最終の復活日）から2年を経過していても、給付金のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められた場合には、当社にご契約を解除することができます。
- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これらをお支払いすることはできません（ただし、「給付金のお支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります）。この場合には、解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

※ なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。

この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる場合があります。また、取消となった場合、すでにお申込みいただいた一時払保険料はお返しいたしません。

● 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。

- 一般のご契約と同様に告知義務があります。「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為がその適用の対象となります。
- よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために新たなご契約が上記のとおり解除・取消となることもあります。

ご契約の責任開始期について

- 当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合には、当社は一時払保険料（相当額）を受取った時（告知される前に受取ったときは告知の時）からご契約上の責任を負います。
- ただし、がん（悪性新生物）による3大疾病給付金の保障は、責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



悪性新生物責任開始日の前日以前にがんが診断確定された場合のお取扱いについて

- 責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日（悪性新生物責任開始日の前日）までに、がん（悪性新生物）と診断確定された場合、保険期間を通じて、がん（悪性新生物）をお支払事由とする3大疾病給付金はお支払いしません。
- 上記の場合、がん（悪性新生物）の診断確定の日（以下「診断確定日」といいます）からその日を含めて6ヵ月以内に、ご契約者から所定の方法によりお申出があったときは、ご契約の締結を無効とし、お払込みいただいた保険料を払戻します。
- 診断確定日からその日を含めて6ヵ月以内にお申出がなかった場合、ご契約締結の無効のお取扱いはできません。この場合、がん（悪性新生物）に対する保障はお支払いの対象外となりますが、他の保障は継続します。ただし、給付金額の再計算等を行いません。

※告知義務違反または重大事由による解除等に該当する場合には、上記のお取扱いはありません。

※復活の際も上記と同様のお取扱いとなります。この場合、「責任開始の日」を「復活日」と、「ご契約の締結」を「ご契約の復活」と、「お払込みいただいた保険料」を「復活の際にお払込みいただいた当社所定の金額」とお読み替えてください。

給付金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。

- **悪性新生物責任開始日の前日以前にがん（悪性新生物）と診断確定されていた場合**
- **お支払事由に該当しない場合**
 - 上皮内がん等、当社所定の悪性新生物以外の疾病であるとき等、約款に定めるお支払事由に該当しないとき
 - 責任開始期前の傷害、疾病を直接の原因として所定の高度障害状態になられたときや、急性心筋梗塞または脳卒中を発病したと診断されたとき*
 - *ただし、当社が告知等により知っていたその傷害、疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合等を除きます。
- **免責事由に該当した場合**
 - 責任開始の日（復活の場合は最終の復活日）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき 等
- **告知義務違反による解除の場合**
- **重大事由による解除の場合**
 - ご契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます）または給付金の受取人が給付金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
 - ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき 等
- **ご契約者が給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった場合**
- **ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなった場合**

※給付金等をお支払いできない場合の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



解約・減額について

- ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお支払いします。
- この保険は、第1保険期間中（契約日から7年間）、3大疾病給付金に対応する解約払戻金額を抑制するしくみで保険料を計算しています。このため、第1保険期間中の解約払戻金額は、死亡給付金・高度障害給付金・健康還付給付金に対応する部分を除き、解約払戻金を抑制しない場合の解約払戻金額の80%となります。
- 第1保険期間中（契約日から7年間）に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。

※契約者貸付をご利用になる場合に基準となる解約払戻金も上記と同額となります。

※解約払戻金額の計算方法の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ご契約の失効と復活について

- ご契約が失効した場合でも、失効した日からその日を含めて1年以内であれば、当社所定の手続きをお取りいただくことにより、ご契約の復活ができます。この場合には、あらためて告知が必要となります。なお、現在または過去の健康状態によっては復活できないこともあります。
- 当社が復活を承諾したときは、当社の指定した日までに所定の金額をお払込みください。
- 当社は所定の金額が払い込まれた日を責任開始の日（復活日）とします。

※がん（悪性新生物）による3大疾病給付金の保障は、責任開始の日（復活日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。

新たな保険契約への乗り換えについて

[現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入される際には、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、解約・減額されるご契約と新たなご契約とでは異なる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。



お支払いに関する手続き等の留意事項について

- お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合および給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 給付金等のお支払事由が生じた場合は、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

生命保険契約者保護機構について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）に加入しています。「保護機構」は、生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助により、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐこと等により、保険契約者の保護を図ることにしています。なお、いずれの場合でも「保護機構」によって、破綻時点の保険契約（再保険を除く）のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金等の90%まで補償されます。また、「90%まで補償」とありますが、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金等の10%が削減されるという意味ではありません。例えば、破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金等の90%と移転等の費用の合計を上回る場合には、削減幅が責任準備金等の10%未満となる場合があります（2013年4月現在）。詳細については、下記「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

※責任準備金等とは、将来の保険金、年金、給付金等のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>



税金のお取扱いについて

● 生命保険料控除について

お払込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 3大疾病給付金、高度障害給付金またはリビング・ニーズ特約の保険金に対する課税

受取人が次に該当する場合、原則として非課税となります。

- 主契約の被保険者
- 被保険者の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者と生計を一にするその他の親族

● 死亡給付金に対する課税（例）

| 契約者 | 被保険者 | 死亡給付金受取人 | 税金の種類 |
|-----|-----------|-----------|---------------|
| 本人 | 本人 | 配偶者または子 | 相続税 |
| 本人 | 配偶者または子 | 本人 | 所得税（一時所得）＋住民税 |
| 本人 | 配偶者（または子） | 子（または配偶者） | 贈与税 |

● 健康還付給付金に対する課税

所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。



ご注意

- 税務のお取扱いは2013年4月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 平成25年（2013年）1月1日から平成49年（2037年）12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額 × 2.1%」が課税されます。

預金ではなく生命保険であることについて【預金等との違いについて】

この保険はマスマチュアル生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。



◆ ご契約の生命保険に関する相談窓口

▼ 生命保険の手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については下記へご連絡ください。

マスミューチュアル生命 カスタマーサービスセンター



0120-037-560

受付時間／平日（月～金曜）午前9：00～午後5：00

※土・日曜、祝日は除きます。

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

◆ 指定紛争解決機関（社）生命保険協会「生命保険相談所」

- この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。
 - （社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

個人情報のお取扱いについて

▼ 保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的

- 当社はご契約の申込みにおいて取得する個人情報について次の目的のために利用いたします。
 - ご契約の申込みにおいて取得する個人情報は申込書、告知書等診査関係書類、口座振替依頼書、その他の付属書類を含み新契約のお申込時に取得する一切の書類により取得する個人情報を指します。また、当該個人情報を訂正、変更した場合、訂正及び変更後の個人情報も含むものとします。
- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④ その他保険に関連・付随する業務

※当社は機微（センシティブ）情報を含め本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持いたします。なお、取得した申込書関係書類等についての返却は行いません。

▼ 機微（センシティブ）情報について

- 当社は各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、医事研究・統計、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、取得した機微（センシティブ）情報は既に取得しているものも含まれます。
- なお、機微（センシティブ）情報は、保険業法施行規則により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

※個人情報のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



この保険のご契約のお引受けにあたって

- 現在入院中の方はご加入いただけません。
- お申込みに際しましては、被保険者の健康状態に関する5つの事項について、告知をしていただきます。
- 5つの告知事項のうち、1つでもあてはまる場合には、ご契約をお引受けできません。

※5つの告知事項のすべてにあてはまらない場合でも、健康状態やお仕事の内容等により、ご契約をお引受けできない場合がございます。

※告知事項の詳細は、告知書にてご確認ください。

お申込みに際しましては、必ずこの「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）兼 商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。

「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。

■ 生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまとマスミューチュアル生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してマスミューチュアル生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

■ お問い合わせについて

マスミューチュアル生命 カスタマーサービスセンター

商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。



0120-037-560

受付時間/平日（月～金曜）午前9:00～午後5:00（土・日曜、祝日は除きます）

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

■ 募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

- 本商品の引受保険会社はマスミューチュアル生命保険株式会社です。株式会社みずほ銀行はマスミューチュアル生命保険株式会社の募集代理店であり、ご契約の主体は、お客さまとマスミューチュアル生命保険株式会社となります。
- 本商品は預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご契約いただくか否かが、株式会社みずほ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては本商品をお申込みいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、解約払戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申込みいただくことはできません。

〔募集代理店〕

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ



0120-855-519

受付時間：月～金/9:00～17:00

12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く

〔引受保険会社〕

マスミューチュアル生命保険株式会社

〒135-0063 東京都江東区有明3-5-7

フリーダイヤル **0120-037-560**

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

受付時間：平日（月～金曜）午前9:00～午後5:00（土・日曜、祝日は除きます）

<http://www.massmutual.co.jp>

MM-03-J-13005-80(13.05) MM-04-J-13004-80(13.05)
MM-09-J-13081-80(13.05) MZN025-1307 [ISB]

UD 読みやすい
Font ユニバーサル
デザイン文字

